

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
がとる日
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定（保険課）
土地改良区の役員就退任（農村整備課）
土地改良事業の工事の完了（〃）
保安林の指定（造林課）
収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更（会計課）
- ◇ 選管告示 政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◇ 正 誤 平成三年四月十九日付鳥取県公報第六千二百六十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成三年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
穂山歯科医院	倉吉市上井町二丁目二一三	平成三年三月十五日
有限会社増谷慶一郎薬局	米子市明治町一三一	〃
中下医院	境港市朝日町九三	平成三年三月三十一日

鳥取県告示第四百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西郷中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 壹岐 一二 八頭郡河原町大字中井二三五

露木 吉平 大字湯谷七六

坂本 孝行 大字牛戸八六

前田 稔 大字中井二三八

田 淵 愿 大字本鹿一五

田 中 積 大字湯谷一五七

谷 口 稔 大字天神原五八〇

田 中 久美雄 大字中井二九一

坂 本 薫 大字牛戸一四四

田 中 稔 大字小畑八五

澤 田 英司 大字本鹿九二

谷 口 愛一郎 大字小畑一五九

前 田 吉久 大字本鹿二八二

田 中 劭 大字中井一〇三十四

倉 信 洋二 大字天神原四一六

監 事 谷 口 秀 八頭郡河原町大字小畑一六三

田 中 岩 男 大字中井三二二

田 淵 照 国 大字本鹿五八

平成三年二月十二日退任

就任した役員の名及び住所

理事 壹岐 一二 八頭郡河原町大字中井二三五

田 中 稔 大字小畑八五

坂本 孝行 大字牛戸八六

前田 稔 大字中井二三八

田 淵 愿 大字本鹿一五

谷 長 順太郎 大字湯谷八九

谷 口 稔 大字天神原五八〇

坂 本 薫 大字牛戸一四四

谷 口 愛一郎 大字小畑一五九

大 隅 勝男 大字湯谷五七

澤 田 英司 大字本鹿九二

田 中 久美雄 大字中井二九一

田 中 劭 大字中井一〇三十四

倉 信 洋二 大字天神原四一六

前 田 仁 大字本鹿二八九

監 事 谷 口 秀 八頭郡河原町大字小畑一六三

田 中 岩 男 大字中井三二二

田 淵 照 国 大字本鹿五八

平成三年三月十八日就任 任期四年

鳥取県告示第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	東鴨土地改良区 岸本町	土地改良事業の名称	土地改良総合整備事業（一般）東鴨地区 暗きよ排水 農業農村活性化農業構造改善事業八郷地区農業用排水	工事完了年月日	平成三年三月二十日 平成三年三月三十日
------	----------------	-----------	---	---------	------------------------

鳥取県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字尾際字名谷口八五一の三、八五一の六、字檜上一七七の一

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字名谷口八五一の三

(一) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百十七号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成三年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

小売りさばき人の住所及び名称	鳥取市秋里二一八	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
鳥取市秋里二一八	鳥取市秋里二一八一	売りさばき場所	鳥取市秋里二丁目一八	鳥取市千代水	平成三年四月一日
株式会社山陰合同銀行千代水支店					

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定に基づき、平成三年四月二日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
居川義雄後援会	山本 光明	居川 美行	気高郡気高町大字下光元五七九一
大谷文雄後援会	白根 輝夫	大谷 武士	西伯郡淀江町大字淀江八五五
岸岡務後援会	永井 邦雄	岸岡 和男	米子市両三柳二五一四
中井定利後援会	杉谷 昭	川口 房藏	西伯郡日吉津村大字日吉津九〇八一五
長柄正一後援会	瀬尾 一夫	長柄 義人	倉吉市谷二七九

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年五月七日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ばちんこ遊技機	サファリ二	京楽産業株式会社
	ウルトラ麻雀	
	アイランド三	
	ミュータント二	
	ミラクルエキサイト二	
	さめざんす五N	株式会社ニューギン

平成三年四月十九日付鳥取県公報第六千二百六十二号中次の個所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 六

段 上

誤 鳥取県公安委員会告示第三十号

正 鳥取県公安委員会告示第三十一号

頁 六

段 上

誤 鳥取県公安委員会告示第三十一号

正 鳥取県公安委員会告示第三十二号

正 誤

マンモスクン	
メタルドーム	
びんびんバラエティブ ー三	株式会社ソフィア
ニュートラップーズ	
ラッキーセー	
スーパードール	株式会社大一商会